

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱

令和7年6月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、ひとにやさしいまちづくりに関し、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進し、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が、日常生活や社会活動に利用する施設について、安全かつ快適に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）及び大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号。以下「府条例」という。）に定めるところによる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般都市施設 特定建築物（次のアからウまでに掲げるものを除く。）、道路、公園、駐車場（建築物以外）をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項各号に掲げる建築物。

イ 建築基準法第85条に規定する仮設建築物。

ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内において同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建築物群を構成している建築物。

二 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、福祉施設、駅等の多数の者の利用に供する建築物をいう。

三 特別特定建築物 特定建築物のうち特に整備を要する建築物をいい、別表第1(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる規模の建築物並びに旅客施設をいう。

四 追加対象建築物 別表第1(3)から(9)までに掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる規模の建築物をいう。

五 特定公共物 道路、公園、駐車場（建築物以外）をいう。

六 特別特定公共物 特定公共物のうち特に整備を要するもので次のものをいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）。

イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園。

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為により設置される公園（同法第33条第1項第2号に掲げる基準に従って設置されるものに限る。）。

エ 遊園地、動物園及び植物園（第2号に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）。

オ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地。

カ 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの。

キ 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出をしなければならない建築物以外の路外駐車場（機械式のものを除く。）。

七 建築物整備基準 特別特定建築物又は追加対象建築物のうち、不特定かつ多数の者及び多数の者が利用する部分を、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が、安全かつ容易に利用することができるものとするための構造及び設備に関する基準をいう。

- 八 旅客施設等整備基準 旅客施設及び特定公共物のうち、不特定かつ多数の者及び多数の者の利用に供する部分を、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が、安全かつ容易に利用することができるものとするための構造及び設備に関する基準をいう。
- 九 整備基準等 建築物移動等円滑化基準、建築物整備基準及び旅客施設等整備基準をいう。
- 十 改修等 改修（増築、改築又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替）又は用途変更（用途変更して、特別特定建築物、追加対象建築物又は特別特定公共物にする場合に限る。）をいう。
- 十一 床面積 その用途に必要な床面積をいい、バックヤードなどの従業員が利用する部分や倉庫、付属駐車場（建築物に限る。）なども含めた建築物全体の面積をいう。
- 十二 特定施設 特定建築物のうち、出入口、廊下、階段、傾斜路、昇降機、便所、敷地内通路その他の別表第2から6に定める施設をいう。

（市の責務）

第3条 市は、ひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策の実施に向けた推進体制を整備するとともに、市の管理する施設の整備、改善に努める。

（事業者の責務）

- 第4条 事業者は、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が安全かつ快適に一般都市施設を利用することができるようになるとともに、市が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 2 市街地における大規模な整備事業の計画策定者は、ひとにやさしいまちづくりの実現に向けた面的整備の重要性を認識し、当該事業の計画策定にあたり高齢者、障がい者等をはじめすべての市民の動線の確保を含む総合的な整備に努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、市民生活に必要な施設の整備について理解を深めるとともに、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が共生する社会の実現に向け、ひとにやさしいまちづくりに積極的に協力するものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

（市の施策）

- 第6条 市は、事業者及び市民が、ひとにやさしいまちづくりについて理解を深めるよう啓発するとともに、福祉に関する学習を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、高齢者、障がい者等の自らの意思による自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援及び介助に係る人材の養成等に努めるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、市は、事業者及び市民に対し、ひとにやさしいまちづくりに関する情報の提供、技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、ひとにやさしいまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特別特定建築物、追加対象建築物及び特別特定公共物の整備

（整備基準等への適合）

第7条 事業者は、一般都市施設（これに付属する設備を含む。以下この条及び第9条において同じ。）を整備基準等に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準等に適合させる場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は規模、構造若しくは利用の目的、形状若しくは敷地の状況、沿道の利用状況、事業者の負担の程度等により、整備基準等に適合させることが困難で

ある場合にあっては、この限りではない。

2 前項の整備基準等の事項は、次のとおりとする。

- 一 一般都市施設は、法、令及び府条例並びに建築物整備基準又は旅客施設等整備基準をもって補足すること。
- 二 建築物整備基準又は旅客施設等整備基準の規定及び建築物整備基準又は旅客施設等整備基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる一般都市施設の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に定めるところによる。ただし、一部整備を免除している建築物特定施設についても、可能な限り整備基準等に適合した設計を行い、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民の利用に配慮した施設とすること。

一般都市施設	整備基準及び技術的細目
建築物	別表第2
旅客施設	別表第3
道路	別表第4
公園	別表第5
駐車場	別表第6

(整備の対象範囲)

第8条 整備の対象範囲は、次のとおりとする。

- 一 不特定かつ多数の者及び多数の者が利用する部分とし、施設の管理人又は従業者などの特定者のみ利用する部分は対象外とする。
- 二 改修等の場合は、当該部分とそこに至る経路を整備の対象とするが、既存部分については、大阪府の指導に従い改善を行うものとする。ただし、別表第1(1)に該当する建築物にあっては、既存部分にも遡及する一般都市施設があるので、その場合は法、令及び府条例の規定にも従うこと。
- 三 共同住宅の住戸数が20戸以上49戸以下の場合、道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路は、別表第2施設アからエまで、カ及びコの規定を適用する。

(維持保全等)

第9条 事業者は、一般都市施設を整備基準等に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、一般都市施設を整備基準等に適合させるまでの間、当該一般都市施設を高齢者、障がい者等が利用することができるよう配慮しなければならない。
- 3 何人も、一般都市施設について、高齢者、障がい者等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(事前協議)

第10条 事業者は、別表第1(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる規模の建築物（別表第1(2)ケを除く。ただし、共同住宅においては、床面積の合計2,000平方メートル以上又は住戸の数50以上とする。以下この条において同じ。）、追加対象建築物及び第2条第2項第6号キを新設若しくは改修等をしようとする場合、当該工事に着手する前（建築物の場合は、建築確認申請前）にその計画について、市長に協議しなければならない。

- 2 事業者は、別表第1(2)ケ、第2条第2項第6号ア（法第2条第10号に規定する特定道路及び都市計画法第32条第1項又は第2項の規定による協議において高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと大阪府知事が認めるものを除く。）、第2条第2項第6号ウ（都市計画法第33条第1項第2号に掲げる基準に従って設置されるものに限り、同法第32条第1項又は第2項の規定による協議において高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと大阪府知事が認めるものを除く。）及び第2条第2項第6号エからカを新設若し

くは改修等をしようとする場合、当該工事に着手する前にその計画について、府条例第40条に従い大阪府知事に協議しなければならない。

- 3 第1項の規定による事前協議の内容の変更（施行規準で定める軽微な変更を除く。）をするときは、当該変更する事項について、当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に協議しなければならない。
- 4 建築基準法第6条に基づく審査は、本事前協議に關係なく、建築主事又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣等の指定を受けた者による。
- 5 事業者は、第1項又は第3項の工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に届出なければならない。また、建築物において、建築物の一部を仮使用する場合も同様とする。

（事前協議の書式）

第11条 前条に規定する事前協議の実施に必要な書式等の事項は施行規準に定める。

（立入調査）

第12条 市長は、必要があると認めたときは、その職員に、第10条第1項の事前協議に係る特別特定建築物又は追加対象建築物に立入り、当該建築物が建築物移動等円滑化基準及び建築物整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、その関係者に提示しなければならない。

（勧告）

第13条 市長は、事業者が正当な理由なく第10条第1項及び第3項の事前協議を行わずに工事に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第14条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による勧告をした場合において、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、説明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

（国等に関する特例）

第15条 第10条から前条までの規定は、国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方共同法人日本下水道事業団、大阪府道路公社、大阪府住宅供給公社及び大阪市住宅供給公社については、適用しない。

第4章 車両、住宅の整備等

（車両等の整備）

第16条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等については、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするための整備に努めなければならない。

（住宅の供給）

第17条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際限に存する一般都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係る整備基準については、改正後の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第 7 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の前にした改正前の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱（以下「旧要綱」という。）第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議、同条第 4 項の規定による届出、旧要綱第 14 条の規定による勧告は、それぞれ改正後の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱（以下「新要綱」という。）第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議、同条第 4 項の規定による届出、新要綱第 13 条の規定による勧告とみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の前にした改正前の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議についての改正後の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第 10 条第 5 項の規定による届出、第 13 条の規定による勧告については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の前にした改正前の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議についての改正後の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第 10 条第 5 項の規定による届出、第 13 条の規定による勧告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1

特別特定建築物（旅客施設を除く） (1)・(2)

区分		規模 (床面積の合計)	
府条例別表 (第12条関係) に規定する区分及び規模の建築物のうち右に掲げるもの	ア	学校	すべて
	イ	病院又は診療所	すべて
	ウ	集会場（床面積が200平方メートル以上の集会室のあるものに限る。）又は公会堂	すべて
	エ	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
	オ	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	すべて
	カ	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべて
	キ	博物館、美術館又は図書館	すべて
	ク	公衆便所	すべて
	ケ	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	200平方メートル以上
	コ	飲食店	200平方メートル以上
	サ	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル以上
	シ	工場（自動車修理工場に限る。）	200平方メートル以上
	ス	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	500平方メートル以上
	セ	展示場	500平方メートル以上
	ソ	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	500平方メートル以上
	タ	ホテル又は旅館	1,000平方メートル以上
	チ	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	1,000平方メートル以上
	ツ	公衆浴場	1,000平方メートル以上
	テ	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000平方メートル以上
	ト	共同住宅	2,000平方メートル以上 又は住戸の数20戸以上
	ナ	寄宿舎	2,000平方メートル以上 又は住戸の数50戸以上

掲げる建築物第40条第1項第1号から第9号までに規定する右に	ア	集会場（床面積が200平方メートル未満の集会室があるもの。）	すべて
	イ	コンビニエンスストア（主として飲食料品その他の最寄り品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が30平方メートル以上250平方メートル未満で、1日当たりの営業時間が14時間以上のものをいう。）	100平方メートル以上 200平方メートル未満
	ウ	事務所	500平方メートル以上
	エ	ダンスホール	1,000平方メートル以上
	オ	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（郵便局を含む）	50平方メートル以上 200平方メートル未満
	カ	工場（自動車修理工場を除く）	3,000平方メートル以上
	キ	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	300平方メートル以上
	ク	火葬場	すべて
	ケ	消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街	すべて

追加対象建築物 (3)～(9)

区分		規模 (床面積の合計)
(3)	医薬品の販売業を併せ行うものを除く薬局	すべて
(4) 公益施設	ア	第15条に掲げる者（国及び地方公共団体を除く。）の事務の用に供する建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）
	イ	電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する建築物
	ウ	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する建築物
	エ	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条に規定する認定電気通信事業の用に供する建築物
(5)	キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類する用途に供する建築物	200平方メートルを超える
(6)	郵便局、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	50平方メートル未満
(7)	工場の用途に供する建築物	2,000平方メートルを超える 3,000平方メートル未満
(8)	自動車修理工場（一般公共の用に供されるものを除く）	200平方メートル以上

(9) 複合施設	ア	(1) ケ及び(2)イの用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が 200 平方メートルを超える
	イ	(1) コ及び(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が 200 平方メートルを超える
	ウ	(1) ケ又は(2)イ並びに(1)コ又は(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が 200 平方メートルを超える
	エ	(1) ケからセまで (サを除く。) 、(2)イ及び(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が 500 平方メートルを超える
	オ	(1) ケからツまで (サ及びソを除く。) 、(2)イ及び(5)の用途に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が 1,000 平方メートルを超える
	カ	(1)から(8)までの用途 ((1)ク、ソ、テのうち自動車教習所、(1)サ及び(2)オのうち銀行に類する用途のもの以外並びに同号キを除く。) に供する複合建築物	当該用途に併せて供する部分が 2,000 平方メートル以上

別表第2（建築物）

特定施設	建築物整備基準	技術的細目
ア 出入口	(ア) 高齢者、障がい者等が通行することができる通路に面すること。 (イ) 高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。 (ウ) 居室の出入口の幅は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。	(1) 避難階における主たる出入口は、次に定める構造とする。 ア 出入口幅（引き戸を設ける出入口にあっては引き残しを、開き戸を設ける出入口にあっては建具の厚み等を勘案した通行上有効な幅をいう。以下同じ。）は、90センチメートル（床面積の合計が500平方メートル以下の建築物にあっては、80センチメートル）以上とすること。 イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とし、かつ前後に平坦な部分を設けること。 ウ 車いす使用者が通過する際に、支障となる段を設けないこと。 エ 出入口付近に、高齢者、障がい者等が利用することができる設備がある旨の標識（国際シンボルマーク）を標示すること。 (2) 別表第1(1)エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アの用途に供する建築物における前号の出入口に玄関ドアがある場合は、次に定める構造とすること。 ア 玄関ドアは可能な限り自動開閉式とすること。 イ 玄関ドアの前後に車いすの転回に必要な水平スペースを設けること。 ウ 誘導鈴又は音声により視覚障がい者を誘導する装置を玄関付近に設けること。 (3) 案内設備（「受付又は案内板等」をいう。以下同じ。）を設けること。案内板等のみを設ける場合は、触知図案内板（建築物の室、施設、設備等の配置等を表示した案内板で、点字及びすべての人に配慮した表示がなされているものをいう。以下同じ）並びに當時建築物を管理する者が勤務する場所まで連絡することができるインターホン（視覚障がい者が円滑に利用することができるものに限る。）を設けること。 (4) 前号の規定については、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 (5) 別表第1(1)エ及び(4)アの用途に供する建築物は、避難階における主たる出入口付近に、案内板及び触知図を設けること。 (6) 避難階における出入口（第1号に定める出入口を除く。）、居室の出入口及び駐車場に通ずる出入口のそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、幅を80センチメートル（駐車場に通ずる出入口において、第1号の規定により90センチメートル以上としなければならない場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とし、かつ前後に平坦な部分を設けること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 別表第1(1)エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アの用途に供する建築物における扉等の仕様は、アからウに定めるもののほか、扉の前後に戸の開閉、進入を行うに必要なスペースを確保すること。
イ 廊下等	(ア) 高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。 (イ) 車いす使用者が転回することができる部分を設けること。	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。 (3) 廊下は、区間50メートル以内ごとに、車いす使用者が転回することができるスペースを設けること。ただし、当分の間、延長が25メートルを超える廊下で、避難階又は居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあるものにあっては、幅及び奥行きがそれぞれ140センチメートル以上の部分を、当該廊下の末端から10メートル以内及び区間50メートル以内ごとに設けること。（共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物を除く。） (4) 別表第1(1)イ、エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アの建築物における当該用途の利用者の用に供する廊下には、手すりを設けること。 (5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉

		<p>して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。また、戸の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) 高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路又は段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものに限る。以下同じ。）を設けること。</p> <p>(7) 段を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 回り段としないこと。</p> <p>イ 特定施設ウ【階段】技術的細目第2号から第8号までに定める構造とすること。</p> <p>ウ 80センチメートル程度の高さに、手すりを設けること。</p> <p>(8) 特定施設コ【敷地内の通路】技術的細目第2号の通路を設けた出入口から案内設備に至る経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、床面積の合計が500平方メートル以下の建築物に高低差のある玄関を設ける場合で、常時設置している可動式の傾斜路を設けるとき又はインターホン等（視覚障がい者等が円滑に利用することができるものに限る。）を設けた上で、車いす使用者を誘導することができる者が常駐するときには、この限りでない。</p> <p>イ 床面に誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを適切に組み合わせて敷設したもの又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けたものとすること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内については、線状ブロック及び点状ブロックの敷設は、この限りでない。</p> <p>ウ イについては、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。</p>
ウ 階段	高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。	<p>(1) 回り階段としないこと。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 段鼻は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 色調、明度、仕上げ等について、踏面及び蹴上げと区別することができるものとすること。</p> <p>イ 滑りにくく、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(4) 階段の昇り口、降り口の手すりには点字による階数表示及び昇り降り表示を行うこと。ただし、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>(5) 別表第1(1)エ及び(4)アの用途に供する建築物において、エレベーター等の代替設備がない場合は、階段の両側に手すりを設けること。</p> <p>(6) 起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(7) 前号の規定は、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物（老人ホーム又は保育所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置が講じられたものに限る。）その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>(8) 第6号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 近接する段がある部分と連続して手すりが設けられた踊場（段の上端では45センチメートル以上水平に延長、下端では段鼻から斜め部分を含めて45センチメートル以上延長したもの。）。</p> <p>イ 磁気等を活用して振動その他の方法により段の存在を事前に視覚障がい者が確認できる装置を設けた踊場。</p> <p>(9) 80センチメートル程度の高さに手すりを設けるとともに、手すりは連続されること。</p>

エ 傾 斜 路	<p>高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p>	<p>(1) 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。 ア 幅を 120 センチメートル（床面積の合計が 500 平方メートル以下の建築物にあっては、90 センチメートル）以上とすること。 イ 勾配を 12 分の 1（高低差が 10 センチメートル未満の場合は、8 分の 1）以下とする。 ウ 手すりを設けること。ただし、高さが 16 センチメートル以下の傾斜路（別表第 1(1)イ、エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アに規定する建築物を除く。）にあっては、この限りでない。 エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 オ 傾斜路とその前後の廊下等の色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できること。 カ 高さ 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場を設けること。 キ 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 ク キの規定は、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 ケ キの規定は、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない（廊下等に設ける傾斜路については、踊場を廊下等に読み替えるものとする。）。 (ア) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場。 (イ) 高さ 16 センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場。 (ウ) 近接する傾斜がある部分と連続して手すりが設けられた踊場（傾斜路の上端、下端から 45 センチメートル以上の水平部分を設けたもの。）。 (エ) 磁気等を活用して振動その他の方法により傾斜の存在を事前に視覚障がい者が確認できる装置を設けた踊場。 コ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。</p>
オ エ レ ベ ー タ ー	<p>(ア) 高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。 (イ) 次に掲げる建築物にあっては、エレベーターを設けること。ただし、不特定かつ多数の者及び多数の者の利用に供する部分が一の階のみにあり、かつ、その階が避難階にあるもの、その他施行規準で定めるものを除く。 ①別表第 1(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる規模の建築物 ②別表第 1(3)から(9)に掲げる建築物で床面積が 2,000 平方メートル以上のもの。 ③上記①及び②に掲げる建築物に付属する別</p>	<p>(1) 1 以上のエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 イ かごの大きさは、次の（ア）から（ウ）までに定めるところによること。ただし、当分の間、かごの出入口が複数あるエレベーターで、次の①から③までに定める構造のものを設けた建築物を除く。 ①かごの内り幅を 95 センチメートル以上とし、内りの奥行きを 135 センチメートル以上としたもの。 ②かごが二の階のみに停止するもの。 ③かご内の利用者に音声により出入口の戸の開閉を通報する装置を設けたもの。 (ア) 建築物整備基準（イ）①及び②（共同住宅を除く）に掲げる建築物にあっては、11 人乗り（間口 140 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。ただし、床面積の合計が 5,000 平方メートル以上の建築物にあっては、13 人乗り（間口 160 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。 (イ) 共同住宅（独立して設置するグループホームを含む。）の用途に供する建築物にあっては、9 人乗り（間口 105 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。 (ウ) 建築物整備基準（イ）③に掲げる建築物にあっては、11 人乗り（間口 140 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。 ウ 乗降ロビーに、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有するものをいう。）を設けること。 エ かご内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板中央あたりに、次に掲げる装置を有する車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤（従たるものにあっては、（イ）に掲げる装置を除く。）を設けること。 (ア) かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに、戸の開放時間を延長することができる機能を有する行先ボタン。</p>

	<p>棟の一般公共の用に供する駐車場（車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分が避難階のみにあるものを除く。）</p>	<p>(イ)呼びボタン付きのインターホン。</p> <p>オ かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を、可能な限り低い位置から設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターにあっては、凸面鏡を設けること（二の階に停止する場合は、この限りでない。）。</p> <p>カ かごの出入口に、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。</p> <p>キ かご内の専用の操作盤又は背面板に、専用のかごの位置を表示する装置及びかごが停止する予定の階を表示する装置を設けること。</p> <p>ク かご内の左右両面の側板に、手すりを設けること。</p> <p>ケ 視覚障がい者に配慮し、一般用の乗場ボタン及びかご内的一般用の主たる操作盤の各ボタンは、押し込みボタンとすること。ただし、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>コ 次に掲げる表示を点字により行うこと。ただし、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>(ア)一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示。</p> <p>(イ)かご内的一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示。</p> <p>サ 次に掲げる案内装置を設けること。ただし、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>(ア)乗降ロビーの利用者に、到着するかごの昇降方向を表示する装置及びそれを音声により知らせる装置。ただし、二の階のみに停止する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ)かご内の利用者に音声により昇降方向、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を通報する装置。</p> <p>シ 乗降ロビーの一般用の乗場ボタンの前の床面には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。ただし、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物（老人ホーム又は保育所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置を講じられたものに限る。）その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>ス 複数のエレベーターを群管理等で制御する場合、視覚障がい者に配慮し、この項に定める福祉エレベーター以外のエレベーターについて、ケからサまでの設備を設けること。ただし、乗降ロビーに敷設している点状ブロックの前にある一般用の乗場ボタンを押した場合に必ず、福祉エレベーターが着床する場合は、この限りでない。</p> <p>セ かご内的一般用の主たる操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。</p> <p>ソ かご及び昇降路の出入口の戸のガラス等をはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることができる構造とすること。</p> <p>タ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きを、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。</p>
カ エスカレーター	<p>視覚障がい者等が利用することができるものとすること。</p>	<p>(1)エスカレーターを設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 階段状のエスカレーターにあっては、階段の周囲の部分と明度差のある縁取りを行うこと。</p> <p>イ くし板と階段（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下「階段等」という。）の境界には、明度差を設ける等により、くし板と階段等を容易に区別することができるものとすること。</p> <p>ウ 昇降口に音声により昇降又は移動の方向等を通報する装置を設けること。</p> <p>エ 昇降口のライディングプレートの手前 30 センチメートル程度の位置に、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>オ ウ及びエについては、学校、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物（老人ホーム又は保育</p>

		所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置が講じられたものに限る。) その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。
キ 一般便所	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとすること。	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。(床面積の合計が 500 m²以上の建築物にあっては、便所を階数分の箇所数設けること。) ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の客室に設けるもの及び共同住宅の用途に供する建築物の住戸又は寄宿舎の用途に供する建築物の個室に設けるものを除く。</p> <p>(2) 各便所の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 男女とも各便所に 1 以上の洋風便器を設けること。</p> <p>(4) 各便所の出入口には、男女の別をピクトサイン等(点字付、可能な限り音声付)により標示すること。</p> <p>(5) 1 以上の便所は、次に定める構造及び設備を有するものとすること。</p> <p>ア 出入口の付近には、便房等の配置及び和式、洋式の別を示した触知図案内板を設けるとともに、その前の床面に警告を標示する点状ブロックを敷設すること。ただし、学校、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム又は保育所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置が講じられたものに限る。) その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>イ 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第 1 号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 1 以上の小便器は、床置式その他これに類する形状のものとするとともに、手すりを設けること。</p> <p>エ 1 以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>オ 別表第 1 (1)イ、エからキまで及び(4)アの用途に供する建築物における 1 以上の洗面器又は手洗器には、前面及び両側に手すりを設けること。</p>
キ 車いす対応便所	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとすること。	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する車いす対応便房を 1 以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上) 設けること。(床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物にあっては、車いす対応便房を必要数以上設けること。) ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の客室に設けるもの及び共同住宅の用途に供する建築物の住戸又は寄宿舎の用途に供する建築物の個室に設けるものを除く。</p> <p>ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第 1 号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>イ 1 以上の小便器は、床置式その他これに類する形状のものとするとともに、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1 以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>エ 1 以上の洗面器又は手洗器は、ひざが下に入る空間を設けるなど、車いす使用者が円滑に利用できるものとすること。</p> <p>オ 便房内は、次に掲げる構造及び設備を有すること。</p> <p>(ア) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</p> <p>(イ) 出入口の幅を 85 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 出入口をアコーデオン形式以外の引き戸(構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸)とすること。</p> <p>(エ) 洋風便器を設けること。</p> <p>(オ) 左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設けること。</p> <p>(カ) 便座に腰掛けたまま手の届く位置で操作できる靴べら式、光感知式、リモコン式等による大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。</p> <p>(キ) ペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま手の届く位置に設けること。</p> <p>(ク) 車いす使用者も利用することができるよう高低 2 箇所に、衣服を掛けるための金具等を設けること。</p> <p>(ケ) 施錠装置は容易に操作できるものとし、外側からも合鍵等で開けられるようすること。</p> <p>(コ) 外側に「使用中」の表示ができるようにすること。</p>

		<p>(サ) 別表第1(1)イ、エからカまで(オ及びカについては高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。)及び(4)アの用途に供する建築物にあっては、外部に連絡できる非常用ボタンを設けるとともに点字表示をすること。</p> <p>(シ) 洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。</p> <p>(ス) 文字書きにより「車いす使用者用トイレ」と表示するとともに点字表示をすること。</p> <p>(2) 車いす対応便房のある一般便所の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>イ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難であり、かつ、車いす使用者が当該便所に直進のまま出入することができる場合にあっては、80センチメートル以上とすることができます。</p> <p>ウ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす対応便房は、可能な限り一般便所と一体的に計画すること。</p>
キ オ ス ト メ イ ト 対 応 便 房	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとすること。	<p>(1) 次のア、イに掲げるものについては、オストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している人)のために、(2)に定める構造及び設備を有する便房を1以上(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 別表第1(1)又は(2)に掲げる建築物で、床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200平方メートル以上の集会室があるものに限る。)。</p> <p>イ 次に掲げる特別特定公共物の施設内に存する建築物のうちいずれかの建築物。 ○遊園地、動物園及び植物園(都市公園に設けられた公園施設であるものを除く。)。</p> <p>(2) 次に定める構造及び設備を有すること。</p> <p>ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>イ 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>ウ フラッシュバルブ式汚物流しを設けること。</p> <p>エ 給湯設備を設けること。</p> <p>オ 荷物を置くための棚その他の設備を設けること。</p> <p>カ 水石鹼入れを設けること。</p> <p>キ 紙巻器を設けること。</p> <p>ク 汚物入れを設けること。</p> <p>ケ 衣服及び腸洗浄用カテーテル等を掛けるための2以上の金具等を設けること。</p> <p>コ 介護ベッドを設けること(長さ120センチメートル以上のベッドで、大人のおむつの交換をすることができるものに限る。)。</p> <p>サ 出入口の付近に当該設備を設置している旨を標示するとともに点字表示をすること。</p>
キ 乳 幼 兒 用 い す 及 び ベ ッド	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとすること。	<p>(1) 次のア、イに掲げるものについては、1以上の一般便所又は車いす対応便房(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上)に、(2)に定める構造及び設備を設けること。</p> <p>ア 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が1,000平方メートル(公衆便所にあっては、50平方メートル)以上のものに限る。)</p> <p>一 病院又は診療所 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三 集会場又は公会堂 四 展示場 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七 博物館、美術館又は図書館 八 飲食店 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>

		<p>十 公衆便所</p> <p>イ 次に掲げる特別特定公共物の施設内に存する建築物のうちいずれかの建築物。</p> <p>○ 遊園地、動物園及び植物園（都市公園に設けられた公園施設であるものを除く。）。</p> <p>(2) 次に定める構造及び設備を有すること。</p> <p>ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>イ 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>ウ 乳幼児を座らせることができるいす等を設置した便房を1以上設けること。</p> <p>エ 乳幼児のおむつ替えができるベッドを1以上設けること。</p> <p>オ 出入口付近には、当該設備を設置している旨を標示するとともに点字表示をすること。</p>
ク 授乳場所等	乳幼児に係る授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。	<p>(1) 次のア、イに掲げるものについては、(2)に定める構造及び設備を有する場所を1以上に設けること。</p> <p>ア 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が5,000 平方メートル以上のものに限る。）。</p> <p>一 病院又は診療所</p> <p>二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>三 集会場又は公会堂</p> <p>四 展示場</p> <p>五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</p> <p>七 博物館、美術館又は図書館</p> <p>八 飲食店</p> <p>九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>イ 次に掲げる特別特定公共物の施設内に存する建築物のうちいずれかの建築物。</p> <p>○ 遊園地、動物園及び植物園（都市公園に設けられた公園施設であるものを除く。）。</p> <p>(2) 次に定める構造及び設備を有すること。</p> <p>ア 出入口は、特定施設ア【出入口】技術的細目第6号に定める構造とすること。</p> <p>イ 洗面器又は流し台を設けること。</p> <p>ウ 授乳用のいす、乳幼児用のベッド及び汚物入れを設けること。</p> <p>エ 出入口の付近には、この項に定める構造の場所である旨を標示するとともに点字表示をすること。</p>
ケ 附属する駐車場	附属する駐車場（一般公共の用に供するものに限る。）には、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。	<p>(1) 建築物に附属する駐車場（一般公共の用に供するものに限る。）を設ける場合は、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を次に掲げる場合の区分に応じて定めた数以上設けること。ただし、自動車の駐車の用に供する部分を20以上設ける場合は、当該駐車することができる部分のうち1以上は、車いす使用者が乗車する自動車のみを駐車する部分とすること。</p> <p>ア 駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 駐車場に設ける駐車施設が200を超える場合、駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>(2) 前号の車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 利用する施設に最も近く、可能な限り風雨に影響されない位置に設けること。</p> <p>イ 建築物の出入口に通ずる障がい者等が通行することができる通路（車路を含む。）に面することとし、当該通路は、特定施設コ【敷地内の通路】技術的細目第2号、第5号及び第6号に定める構造とすること。ただし、主たる出入口以外の出入口幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 幅を350センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 床面又は地面は水平とすること。</p> <p>オ 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨の標識（国際シンボルマーク）を床面及び立面に標示すること。</p> <p>カ 必要に応じ、進入路から駐車スペースへの案内標識を設置すること。</p>

コ 敷地内 の通路	<p>(ア) 高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>(イ) 別表第1(1)エ及び(4)アの建築物における主たる出入口が面する通路のうち1以上の通路は、歩行者と車両を可能な限り分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>(1) 敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段を設ける場合は、次に掲げるものとすること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 段鼻は、色調、明度、仕上げ等について、踏面及び蹴上げと区別することができるものとすること。</p> <p>(ウ) 滑りにくく、かつ段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとすること。</p> <p>(ア) 勾配を12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は8分の1)以下とすること。</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えるかつ勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(ウ) その前後の通路との色の明度差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(2) 避難階における主たる出入口から道路等に通ずる1以上の通路は、第1号の規定によるほか次に定める構造の通路を設けること。</p> <p>ア 幅員は120センチメートル(床面積の合計が500平方メートル以下の建築物にあっては、当分の間、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 50メートルを超える場合は、区間50メートル以内ごとに、車いす使用者が転回することができるスペースを設けること。</p> <p>エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、前後に高低差がないこと。また、戸の有効幅は、90センチメートル以上とする。</p> <p>オ 高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路又は段差解消機を設けること。ただし、地形の特殊性により当該傾斜路又は段差解消機を設けることが著しく困難である場合であって、避難階における主たる出入口から道路等(当該建築物の車寄せ)に至る車路を設けるときには、この限りでない。</p> <p>(3) 主たる出入口に設ける通路のうち1以上の通路は、誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを組み合わせて敷設したもの又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けたものとすること。ただし、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が敷地の利用上支障となる建築物においてインター・ホン等(視覚障がい者が円滑に利用することができるものに限る。)を設けた上で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>(4) 主たる出入口に通ずる敷地内の通路の次に掲げる部分には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 車路に接近する部分。(前号ただし書きに該当するものを除く。)</p> <p>イ 段がある部分、傾斜がある部分の起点及び終点。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(ア) 前号のただし書きに該当するもの。</p> <p>(イ) 勾配が20分の1を超えない傾斜路</p> <p>(ウ) 勾配が12分の1を超えるかつ高さが16センチメートルを超えない傾斜路</p> <p>(エ) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等(段等の上端では45センチメートル以上水平に延長、下端では段鼻等から斜め部分を含めて45センチメートル以上延長したもの。)</p> <p>(5) 第2号の通路を横断する排水溝の蓋は、杖、車いすのキャスター等が落ちないものとすること。</p> <p>(6) 段を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 回り段としないこと。</p> <p>イ 特定施設ウ【階段】技術的細目第2号から第8号に定める構造とすること。</p> <p>ウ 80センチメートル程度の高さに、手すりを設けること。</p>
-----------------	---

サ 浴 室 又 は シ ヤ ワ ー 室 等	<p>浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p>	<p>(1) 次に定める構造の浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の客室に設けるもの及び共同住宅（独立して設置するグループホームを除く。）の用途に供する建築物の住戸又は寄宿舎の用途に供する建築物の個室に設けるものを除く。</p> <p>ア 出入口は、特定施設ア【出入口】技術的細目第6号に定める構造とすること。ただし、浴室又はシャワー室に附属する脱衣室の出入口にやむを得ず段差を設ける場合で、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路（常時設置されている可動式のものを含む。）を設けるとき、又はインターホン等を設置した上で、障がい者等を介助することができる者が常駐するときには、この限りでない。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等が円滑に移動を行うため必要な位置に手すりを配置すること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ シャワー室を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者が利用することができるシャワー用の区画を1以上設けること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が転回することができる広さを有すること。</p> <p>(ウ) 座ったままで操作することができるレバー式の水栓及びシャワーを設けること。</p> <p>(エ) シャワーチェアを設けること。</p> <p>オ シャワー室に附属する脱衣室には、次に定める構造の車いす使用者が更衣するための区画を1以上設けること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が転回することができる広さを有すること。</p> <p>(ウ) ベンチ及び棚を設けること。</p>						
シ 客 席	<p>建築物の固定席の客席には、車いす使用者が利用することができる部分を設けること。</p>	<p>(1) 建築物の固定席の客席には、次に掲げる車いす使用者が利用することができる構造及び設備を有する部分を設けること。</p> <p>ア 床は、平坦とすること。</p> <p>イ 視線を確保すること。</p> <p>ウ 転落するおそれがある場合は、柵等を設けること。その場合、車いす使用者が同行者と共に快適に過ごせるよう、その空間には配慮すること。</p> <p>エ 次の表に定める数以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="573 1282 1441 1410"> <tr> <th>客席の数</th><th>車いす使用者が利用することができる部分</th></tr> <tr> <td>400席以下のもの</td><td>2</td></tr> <tr> <td>401席超のもの</td><td>当該座席数に200分の1を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げる）</td></tr> </table> <p>オ 車いす使用者が利用することができる部分1につき、幅を90センチメートル以上とし、奥行きを135センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路のうち、1以上の通路の幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ア 幅を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配を12分の1以下とすること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	客席の数	車いす使用者が利用することができる部分	400席以下のもの	2	401席超のもの	当該座席数に200分の1を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げる）
客席の数	車いす使用者が利用することができる部分							
400席以下のもの	2							
401席超のもの	当該座席数に200分の1を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げる）							
ス 客 室	<p>ホテル又は旅館の用途に供する建築物には、車いす使用者が利用することができる客室を設けること。</p>	<p>(1) ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。車いす使用者用客室は、次に定める洋室の構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、特定施設ア【出入口】技術的細目第6号に定める構造とすること。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ ベッド及び出入口の周辺並びに便所、洗面所及び浴槽又はシャワーを1の室内に設ける場合にあっては、その室は、車いす使用者が円滑に移動し、及び転回す</p>						

		<p>ことができる広さを有すること。</p> <p>エ ベッドは、車いすから容易に乗り移ることができる高さとし、壁等からベッドの1の側面までは、140センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 特定施設キ【車いす対応便房】技術的細目第1号エ（ア）から（シ）までに定める構造の便房を設けること。</p> <p>カ レバー式又は光感知式による水栓のついた洗面器を設けるとともに、洗面器の下部には、車いす使用者が円滑に洗面器を利用するため必要な空間を設けること。</p> <p>キ 浴室には、手すりを適切に配置した浴槽又はシャワーを設けるとともに、座ったままで利用することができるレバー式の水栓又はシャワーを設けること。</p>
セ 防 火 戸	防火戸（建築物の外壁の開口部に設けるもののうち、屋外への出口以外のものを除く。）は、車いす使用者が通過することができるものとすること。	<p>(1) 防火戸にあっては、出入口幅（くぐり戸付きの防火戸にあっては、当該くぐり戸の出入口幅）は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に、支障となる段を設けないこと。</p>
ソ 避 難 口 誘 導 灯	自動火災報知設備を設置する建築物に設ける避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものとすること。	<p>(1) 点滅・音声付避難口誘導灯は、屋内から直接地上へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に設置すること。ただし、共同住宅（独立して設置するグループホームを除く。）、寄宿舎又は駐車場の用途に供する建築物を除く。</p> <p>(2) 避難口から誘導する方向に設けられている自動火災報知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅・音声誘導機能が停止すること。</p>
タ 記 載 台 又 は 受 付 カ ウ ン タ ー	2以上の者が利用することができる記載台又は受付カウンターを設置する場合にあっては、当該記載台又は受付カウンターは、車いす使用者が利用することができるものとすること。	<p>(1) 1以上又は1人分以上の記載台又は受付カウンターは、次に定める構造とすること。ただし、車いす使用者の利用上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高さは、75センチメートル程度を標準とし、かつ、記載台又は受付カウンターの下部には、車いす使用者がこれらを円滑に利用するために必要な空間を設けること。</p>
チ 公 衆 電 話 等	公衆電話及びこれを設置する場所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。	<p>(1) 電話機は、点字による表示及び音量調整機能の付いたものとすること。</p> <p>(2) 1以上の電話台の下部には、車いす使用者が電話機を円滑に利用するために必要な空間を設けること。</p> <p>(3) 前号の電話台を電話ボックスの中に設置する場合は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとすること。</p>
ツ 現 金 自 動 預 払 機 等	2以上の現金自動預払機又は現金自動支払機を設置する場合にあっては、当該現金自動預払機又は現金自動支払機及びこれらを設置する場所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。	<p>(1) 1の事業者が2以上の現金自動預払機又は現金自動支払機を設ける場合は、その1以上の現金自動預払機又は現金自動支払機は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 現金自動預払機又は現金自動支払機は、視覚障がい者が円滑に利用することができるよう、ボタンを押し込みボタンとし、並びに点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有すること。</p> <p>イ 下部には、車いす使用者がこれらを円滑に利用するために必要な空間を設けること。ただし、車いす使用者が横向きで現金自動預払機又は現金自動支払機を利用することができるよう十分な空間を設けた場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障がい者に配慮した現金自動預払機又は現金自動支払機には、避難階の主たる出入口から誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを敷設すること。ただし、音声による誘導装置を設けたもの、又は案内設備としての触知図に位置を表示したものはこの限りでない。</p>

テ 案 内 標 示	<p>誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックの敷設その他高齢者、障がい者等をはじめすべての市民に配慮したわかりやすい案内標示を行うこと。</p> <p>(1) 誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックの形状は、次のとおりとする。</p> <p>ア 大きさは、30 センチメートル角とする。</p> <p>イ ブロックの形状は、JIS T 9251 とする。</p> <p>ウ 色は、黄色（周辺の路材又は床材との対比を考慮して、明度差、輝度比等が十分に確保されない場合にあっては、その他の色で明度差、輝度比等を十分に確保することができるもの。）とする。</p> <p>(2) 線状ブロックと点状ブロックを組み合わせて敷設する箇所は、道路等（特定施設コ【敷地内の通路】技術的細目第2号才のただし書き適用の場合は、当該建築物の車寄せ）から案内設備までとする。</p> <p>(3) 点状ブロックの敷設箇所は、次のとおりとする。</p> <p>ア 段、階段、傾斜路の起点及び終点（幅一杯に敷設）</p> <p>イ エレベーターの乗場の視覚障がい者が使用する一般ボタンの前の床面（2枚敷設）</p> <p>ウ エスカレーターの昇降口（幅一杯に敷設）</p> <p>エ 一般便所の触知図案内板の前の床面（2枚敷設）</p> <p>(4) 点状ブロックの敷設位置は、次のとおりとする。</p> <p>ア 道路等に接する点状ブロックは、道路等に可能な限り接するように敷設する。</p> <p>イ 扉の前に敷設する点状ブロックは、扉から 30 センチメートル程度とする。ただし、開き戸の場合は、扉が開いた時に当たらない位置に敷設すること。</p> <p>ウ 段、階段、傾斜路は、手前 30 センチメートル程度に敷設する。</p> <p>エ エスカレーターの場合は、ランディングプレートの手前 30 センチメートル程度に敷設する。</p> <p>オ 受付等、触知図案内板の手前 30 センチメートル程度に敷設する。</p> <p>(5) 高齢者、障がい者等が利用することができる設備の案内標示を必要とする部分は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建築物の主たる出入口、エレベーター（国際シンボルマーク）</p> <p>イ 附属する駐車場（国際シンボルマーク）</p> <p>ウ 階段手すりの点字表示</p> <p>エ 建築物の概要を示す触知図案内板及び受付等に設けるインターホンの使用方法を示す点字表示。（すべての人にわかるように墨字での表示も必要）</p> <p>オ 便所</p> <p>（ア）触知図案内板（一般の人が分かるように墨字で表現が必要）</p> <p>（イ）和式、洋式の別</p> <p>（ウ）男女の別を示すピクトサイン（点字併記、可能な限り音声付）</p> <p>（エ）車いす対応便所の表示（だれでも利用可と点字併記）</p> <p>（オ）オストメイト対応便所の表示</p> <p>カ 授乳場所の標示</p> <p>(6) 国際シンボルマークは、車いす使用者だけを対象にしているのではなく、すべての障がい者を対象にしており、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。別のマークを使用する際には、国際シンボルマークと併用すること。</p> <p>大きさは、10 センチメートル角以上、45 センチメートル角以下が望ましいと定められているが、駐車場の床面に標示するものは、他の運転者に配慮をお願いするので、床面のスペースにあった適当な大きさにすること。色については、特別な理由がない限り、濃いブルーと白又は黒と白を使用する。デザインは、細かく定められているが、シンボルマークに方向性があること（通常は車いす使用者が右に向いている）で、誤解を生じる恐れがある場合は、図柄を左右逆にすることは、認められている。</p>
-----------------------	--

別表第3 (旅客施設)

旅客施設等整備基準	
	<p>旅客施設にあっては、次のアからクまでに定めるところによること。</p> <p>ア 公公用通路（当該旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該旅客施設の外部にあるものをいう。）と法第2条第8号に規定する車両等の乗降口との間の経路は、次の（ア）から（ケ）までに定めるところによること。</p> <p>（ア）出入口は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>（イ）通路は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>（ウ）階段は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>（エ）床面に高低差がある場合（施行規準で定める場合を除く。）にあっては、高齢者、障がい者等が利用することができる傾斜路又はエレベーターを設けること。</p> <p>（オ）エスカレーターは、視覚障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>（カ）改札口は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>（キ）プラットホームは、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>（ク）移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年令第111号。以下「移動等円滑化基準」という。）第2条第1項第8号に規定するバスターミナルの乗降場は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>（ケ）移動等円滑化基準第2条第1項第10号に規定する旅客船ターミナルの乗降用設備（移動等円滑化基準第24条に規定する乗降用設備をいう。）は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>イ 便所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>ウ 乗車券等販売所、待合所及び案内所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>エ 券売機は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>オ 高齢者、障がい者等が利用することができる休憩のための設備を設けること。</p> <p>カ 移動等円滑化基準第2条第1項第10号に規定する旅客船ターミナルにおいて視覚障がい者が水面に転落するおそれがある場所には、転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ 附属する駐車場（機械式のものを除く。）には、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。</p> <p>ク 誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックの敷設その他高齢者、障がい者等をはじめすべての市民に配慮したわかりやすい案内標示を行うこと。</p>
特定施設	技術的細目
ア 経路	<p>経路は、次に定めるところによることとし、乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>（1）出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>（ア）幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>（イ）自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に平坦な部分を設けること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、第4号に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 公公用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口）の付近には、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備（施行規準第4条第2号の規定により、エレベーターを設けないものにあっては、旅客施設と一体的に利用される隣接した他の施設のエレベーターを含む。）の配置を表示した触知図案内板その他の設備を設けること。</p> <p>（2）通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由により、やむを得ない場合は、通路の末端付近に車いす使用者が転回することができる広さを有する場所を設けるとともに、通路の50メートル以内ごとに車いす使用者が転回することができる広さを有する場所を設けた上で、その幅を120センチメートル以上とことができる。</p> <p>が転回することができる広さを有する場所を設けた上で、その幅を120センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>（ア）幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>（イ）自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ平坦な部分を設けること。</p>

	<p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、第4号に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 回り段としないこと。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(エ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(オ) 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(カ) 起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>カ 照明設備を設けること。</p> <p>(3) 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 回り階段としないこと。</p> <p>イ 手すりを両側に設けること。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>エ 踏面の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>カ 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>キ 階段の両側には、立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>ケ 照明設備を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1以下とすること。ただし、傾斜路の高さが10センチメートル未満の場合は、8分の1以下とすることができます。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 手すりを両側に設けること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>キ 上端及び下端に近接する踊場の部分には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) エレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの幅は、140センチメートル以上とし、奥行きは、135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（別表第2特定施設オ【エレベーター】技術的細目第1号イ①から③に規定するエレベーター）については、この限りでない。</p> <p>ウ 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かご及び昇降路の出入口の戸の開放時間を延長する機能を有したものに限る。）を設けること。</p> <p>エ かご内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板中央あたりに、次に掲げる装置を有する車いす使用者専用の操作盤（従たるものにあっては、（イ）に掲げる装置を除く。）を設けること。</p> <p>(ア) ウに規定する機能を有する行き先ボタン。</p> <p>(イ) 呼びボタン付きのインターホン。</p> <p>オ かご内に、車いす使用者が乗降する際に、かご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を、可能な限り低い位置から設けること。ただし、イただし書きに規定する場合は、この限りでない。</p> <p>カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設けること。</p> <p>キ かご内の左右両面の側板に、手すりを設けること。</p> <p>ク 次に掲げる表示を点字により行うこと。</p> <p>(ア) 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示。</p> <p>(イ) かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示。</p> <p>ケ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置とそれを音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入り口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合又は当該エレベーターが二の階のみに停止する場合は、この限りでない。</p>
--	--

	<p>コ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>サ 乗降ロビーの一般用の乗場ボタンの前の床面には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>シ かご内の一般用の主たる操作盤には、停電等の非常の場合に、外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。</p> <p>ス かご及び昇降路の出入口の戸に、ガラス等をはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部から内を見ることができる構造とすること。</p> <p>セ 乗降ロビーの幅及び奥行きを、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) エスカレーターを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏段等の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 昇降口に音声により、昇降又は移動の方向等を通報する装置を設けること。</p> <p>ウ 踏段等の端部とその周辺の部分との色の明度差が大きいこと等により、踏段相互の境界を容易に識別できるものとすること。</p> <p>エ くし板と踏段等との色の明度差が大きいこと等により、くし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。</p> <p>オ 昇降口に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>カ 幅は、80 センチメートル以上とするとともに、踏段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとができる構造とし、かつ車止めを設けること。ただし、第 5 号に定めるエレベーターを設置している場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 1 以上の改札口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(8) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p> <p>(9) プラットホームは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きい時は、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。</p> <p>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により、車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を 1 以上備えること。</p> <p>エ 排水のための横断勾配は、1 パーセントを標準とすること。（ホームドア又は可動式ホーム柵を設けたプラットホームを除く。）。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ ホームドア、可動式ホーム柵、警告を標示する内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること（ホームドア又は可動式ホーム柵を設けたプラットホームを除く。）。ただし、電気設備がない場合、その他技術上の理由により当該設備を設けることができない場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 照明設備を設けること。</p> <p>(10) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、柵、警告を標示する点状ブロックその他の視覚障がい者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に、車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(11) 旅客船ターミナルの乗降用設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(12) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る高齢者、障がい者等が通行することができる経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(13) 主たる乗継ぎ経路と高齢者、障がい者等が通行することができる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p>
--	---

<p>イ 便所</p>	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 経路と便所との間の通路のうち、1以上は特定施設ア【経路】第2号に規定する構造とすること。</p> <p>イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（可能な限り音声付）並びに便房等の配置や和式、洋式の別を視覚障がい者に示すための触知図案内板を設けるとともに、その前の床面に警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル（内部に車いす対応便房を設ける場合は85センチメートル）以上とすること。</p> <p>エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置式小便器その他これに類する形状のものにするとともに、手すりを設けること。</p> <p>(2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は前号に定めるものほか、次に定める構造によること。</p> <p>ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設ア【経路】第4号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>イ 1以上の洗面器又は手洗器には、レバー式・光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>ウ 次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房及び高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(ア) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。</p> <p>(イ) 出入口幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 出入口をアコードオン形式以外の引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とすること。</p> <p>(エ) 洋風便器を設けること。</p> <p>(オ) 左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設けること。</p> <p>(カ) 便座に腰掛けたまま手の届く位置で操作することができる、靴べら式・光感知式等による大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。</p> <p>(キ) ペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま手の届く位置に設けること。</p> <p>(ク) 1以上の洗面器又は手洗器は、可能な限りひざが入るようにすること。</p> <p>(ケ) 車いす使用者も利用することができるよう高低2箇所に、衣服を掛けるための金具等を設けること。</p> <p>(コ) 施錠装置は容易に操作できるものとし、外側からも合鍵等で開けられるようにすること。</p> <p>(サ) 外側に「使用中」の表示ができるようにすること。</p> <p>(シ) 洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。</p> <p>(ス) だれが使用しても良いことを標示するとともに点字表示をすること。</p>
<p>ウ 乗車券等 販売所等</p>	<p>(1) 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路における通路のうち、1以上は特定施設ア【経路】第2号に掲げる構造によること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 出入口幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>2) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造のものとすること。</p> <p>3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、特定施設ア【経路】の項第4号に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、カウンターの前に出て、車いす使用者に対応できる者が常駐する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ウ 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るために設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</p>
<p>エ 券売機</p>	<p>(1) 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p>

才 休憩設備	(1) 高齢者、障がい等が利用することができる休憩のための設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
才 附属する 駐車場	(1) 別表第2特定施設ケ【附属する駐車場】技術的細目に規定する構造とすること。
キ 案内標示	(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2) 前号の規定により、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と特定施設ア【経路】第1号エの規定により設けられる触知図案内板その他の設備、第5号ク（ア）の規定により設けられる乗降ロビーの操作盤、又は便所の出入口及び特定施設ウ【乗車券等販売所等】の項に定める構造の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、前号ただし書きに規定する場合は、この限りでない。 (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの起点及び終点に近接する通路等には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 (4) 第1号から前号までの規定にかかわらず、旅客船ターミナルの乗降口設備その他波浪による影響により、旅客が転倒するおそれがある場所には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。 (5) 車両・船舶等の運行（運航を含む。）に関する情報を、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (6) エレベーター等の昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備がある旨を標示すること。 (7) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口）の付近には、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備（施行規準第4条第2号の規定によりエレベーターを設けないものにあっては、旅客施設と一体的に利用される隣接した他の施設のエレベーターを含む。）の配置を表示した触知図案内板その他の設備を設けること。 (8) 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合にあっては、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に標示すること。ただし、当該位置が一定していない場合にあっては、この限りでない。

別表第4（道路）

旅客施設等整備基準	
	<p>道路（別表第1(2)ケに規定する地下街の道路を除く。）にあっては、次のアからカまでに定めるところによること。</p> <p>ア 歩道は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>イ 歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>ウ 誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>エ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場（機械式のものを除く。）には、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。</p> <p>オ エに規定する部分を避難階以外の階に設ける駐車場（施行規準で定めるものを除く。）にあっては、高齢者、障がい者等が利用することができるエレベーターを設けること。</p> <p>カ 照明等附帯設備の設置にあたっては、高齢者、障がい者等への配慮を行うこと。</p>
特定施設	技術的細目
ア 歩道	<p>(1) 自動車の通行する道路では、可能な限り歩道を設置して、歩行者の安全な通行を確保すること。</p> <p>(2) 歩道は、車道部と縁石、柵等で物理的に分離して設けること。</p> <p>(3) 歩道の構造等は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 歩道は、歩行者の通行量、路上施設の規模等に応じて十分な幅員を確保すること。</p> <p>イ 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、道路の幅員が狭いこと等により、2メートル以上確保することが困難な箇所にあっては、1メートル以上の有効幅員を連続して確保するとともに、車いす使用者の転回及び車いす使用者と歩行者とのすれ違いのため必要と認められる箇所に、1.5メートル以上の有効幅員を確保すること。</p> <p>ウ 歩道内は、車いす使用者が円滑に通行することができる動線を確保すること。</p> <p>エ 通行動線内には、通行の妨げとなる施設は、原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、必要な安全対策を講ずること。</p> <p>オ 通行動線内に、雨水ます等の排水施設や植樹ます等を設ける場合には、車いすの通行や歩行に支障とならないよう設計上配慮すること。</p> <p>カ 歩道等（歩道又は自転車歩行者道をいう。以下同じ。）の勾配は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の利用の状況等により困難な場合にあっては、8パーセント以下とができる。</p> <p>(イ) 歩道等の横断勾配は、2パーセント以下とすること。ただし、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配を設けないこと。</p> <p>キ 歩道等と車道等（車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩をいう。以下同じ。）が接続する部分で歩行者が通行する部分に設ける段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>ク 歩道の路面は、平坦であること、滑りにくいこと等安全かつ快適な通行が確保できるよう設計上配慮する。</p> <p>ケ 自動車交通量の多い区間、学校付近等子どもの通行の多い所には、車道寄りに安全柵を設置して歩行者の安全を確保すること。</p> <p>コ 視覚障がい者の利用の多い公共施設等から最寄りのバス停、鉄道駅等公共交通機関までの経路には、路面に誘導を表示する線状ブロック及び警告を表示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>サ 歩道等と車道等が接続する部分で、歩行者が通行する部分等交通安全上必要な箇所には、警告を表示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>シ 視覚障がい者誘導用ブロックは黄色を基本とし、他の色を使用する場合は、その他の部分と明確に識別できる色調とすること。</p>
イ 立体横断施設	<p>(1) 踏段、蹴上げは、利用者が歩きやすい寸法とすること。</p> <p>(2) 沿道の状況等から設置可能な箇所には、傾斜路又はエレベーターを設けること。</p> <p>(3) 階段及び傾斜路の両側の高欄部分には、手すりを設置すること。又広幅員の場合は、両側のほか中央にも設置すること。</p> <p>(4) 階段及び傾斜路の起点及び終点にあたる路面には、警告を表示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 複雑な形状の立体横断施設にあっては、階段及び傾斜路の昇降口にあたる手すりに点字プレートを貼付すること。</p> <p>(6) 夜間の利用の安全性を確保するため、照明灯を設置する等の対策を講ずること。</p>
ウ 駐車場	(1) 自動車の駐車の用に供する部分（一般公共の用に供する部分に限る。以下同じ。）を設ける場合は、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を次に掲げる場合の区分に応じて定めた

	<p>数以上設けること。ただし、自動車の駐車の用に供する部分を 20 以上設ける場合は、当該駐車することができる部分のうち 1 以上は、車いす使用者が乗車する自動車のみを駐車する部分とすること。</p> <p>ア 駐車場に設ける駐車施設の数が 200 以下の場合、駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 駐車場に設ける駐車施設が 200 を超える場合、駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数</p> <p>(2) 前号の車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 駐車場の歩行者用の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>イ 歩行者用の出入口に通ずる障がい者等が通行することができる通路（車路を含む。）に面することとし、当該通路は、別表第 2 特定施設コ【敷地内の通路】第 2 号、第 5 号及び第 6 号に定める構造とすること。ただし、主たる出入口以外の出入口幅は、80 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 幅を 3.5 メートル以上とすること。</p> <p>エ 床面又は地面を水平とすること。</p> <p>オ 避難階以外の階に第 1 号に定める車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設ける場合は、別表第 2 特定施設オ【エレベーター】に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、傾斜路若しくは車いす使用者昇降設備を設置することにより、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に避難階及びそれ以外の階に移動することができる駐車場、又は当該駐車場と一体的に利用される隣接した建築物のエレベーターを円滑に利用することができる場合は、この限りでない。</p> <p>カ 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨の標識（国際シンボルマーク）を床面及び立面に標示すること。</p> <p>キ 必要に応じ、進入路から駐車スペースへの案内標識を設置すること。</p> <p>(3) その他駐車場内の施設は、建築物の整備基準に準じるほか、道路に接する部分については、歩道等の整備基準を適用する。</p>
エ その他	<p>(1) 河川沿いの道路や橋梁の取り付け部等、道路面が沿道の土地より高くなっている箇所では、転落防止用の柵、ガードレール等を設置すること。</p> <p>(2) 道路の屈曲部、交差点、横断歩道等夜間の交通安全上必要と思われる箇所には、道路照明灯を設置すること。</p>

別表第5（公園）

旅客施設等整備基準	
	<p>公園にあっては、次のアからエに定めるところによること。</p> <p>ア 出入口は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>イ 園路は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとすること。</p> <p>ウ 便所、水飲み場等は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。</p> <p>エ 誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックその他高齢者、障がい者等をはじめ全ての市民に配慮したわかりやすい案内標示を行うこと。</p>
特定施設	技術的細目
ア 出入口	<p>(1) 1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 段差がある場合に、段差を解消するためのすりつけ勾配は、8パーセント以下とし、やむを得ず段差を設ける場合は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>イ 表面は、平坦で滑りにくい舗装仕上げとすること。</p> <p>ウ 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車止め柵を設ける場合は、有効幅員90センチメートル以上の出入口を1か所以上確保することとし、その前後で1.5メートル以上の平坦部を可能な限り設けること。</p> <p>(3) 出入口を横断する排水溝は、杖や車いすのキャスター等が落ちない溝蓋を設置すること。</p>
イ 園路	<p>(1) 障がい者等が通行することができる出入口と接続する1以上の主要な経路となる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 分岐点やすれ違いを必要とする場合は、1.8メートル以上の幅員を確保すること。</p> <p>ウ 園路の舗装面には、砂利敷を用いず、平坦で滑りにくいものとすること。</p> <p>エ 園路を横断する排水溝は、杖や車いすのキャスター等が落ちない溝蓋を設置すること。</p> <p>オ 園路から広場等の施設へ出入する箇所の縁石の切り下げ部分は、有効幅員を1.2メートル以上、高さを2センチメートル以下とし、園路面との段差を解消するためのすりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>カ 園路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>キ 転落の危険のある場所等必要と認められる場所には、手すりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路には、長さ9メートル又は高さが75センチメートルごとに踊場（1.5メートル以上）を設けること。</p> <p>ケ 必要に応じて傾斜路の手すりは、両側に連続して設け、その取り付け高さは80から85センチメートルとすること。</p> <p>(2) 必要に応じて危険防止又は利用者の誘導に必要な箇所には、点状ブロック及び線状ブロックを敷設すること。</p>
ウ 階段	<p>(1) やむを得ず階段を設ける場合は、以下の基準によること。</p> <p>ア 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>エ 階段の起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 跡上げ寸法は、16センチメートル以下とし、踏面寸法は30センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 踊場は、高さ2.5メートル以下ごとに、奥行き1.2メートル以上のものを確保すること。</p> <p>キ 階段の起点及び終点には、平坦部を設けること</p>
エ 便所	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口付近に男女別の標示（点字表示付）をするとともに、可能な限り音声による案内を行うこと。</p> <p>イ 出入口の幅は、80センチメートル（内部に車いす対応便房等を設ける場合は85センチメートル）以上とすること。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 1以上の小便器は、床置式その他これに類する形状のものとするとともに、手すりを設けること。</p> <p>オ 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。</p> <p>カ 1以上の洗面器又は手洗器には、前面及び両側に手すりを設けること。</p> <p>キ 入口付近には、便房の配置を示す触知図案内板を設けること。</p> <p>(2) 次に掲げる構造及び設備を有する便房を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれ1</p>

	<p>以上) 設けること。</p> <p>ア 出入口に高低差がある場合には、次の各号に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 幅を 1.2 メートル以上としたもの。</p> <p>(イ) すりつけ勾配を 8 パーセント以下としたもの。</p> <p>(ウ) 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの。</p> <p>イ 車いす使用者が、利用可能な広さを有すること。車いす対応便房（2 メートル×2 メートル以上）若しくは車いす使用者利用可能便房（1 メートル×1.8 メートル以上）。</p> <p>ウ 出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 出入口をアコードオン形式以外の引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とすること。</p> <p>オ 洋風便器を設けること。</p> <p>カ 左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設けること。</p> <p>キ 便座に腰掛けたまま手の届く位置で操作できる靴べら式等、又は光感知式による大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。</p> <p>ク ペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま手の届く位置に設けること。</p> <p>ケ 1 以上の洗面器又は手洗器は、可能な限りひざが入るようにすること。</p> <p>コ 車いす使用者も利用できるよう高低 2 箇所に、衣服をかけるための金具等を設けること。</p> <p>サ 施錠装置は容易に操作できるものとし、外部からも合鍵等で開けられるようにすること。</p> <p>シ 外部に「使用中」の標示ができるようにすること。</p> <p>ス 外部に連絡できる非常用ボタンを設けるとともに点字表示をすること。</p> <p>セ 洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。</p> <p>ソ 車いす使用者が利用可能な便所は、だれが使用しても良いことを標示するとともに点字表示すること。</p> <p>タ 車いす使用者が利用可能な便所は、可能な限り一般便所と一体的に計画すること。</p>
オ 水飲み場 等	<p>(1) 水飲み場及び野外卓は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 高さは、75 センチメートル程度とすること。</p> <p>イ 下部には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を設けること。</p> <p>(2) 休憩所等は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ ベンチを設けること。</p>
カ 案内標示	<p>(1) 視覚障がい者誘導用ブロックを設ける場合は、他の部分と対比することができる色調及び明度とし、黄色を基調とすること。</p> <p>(2) 公園内に必要に応じて、案内板を設けること。</p> <p>(3) 案内板及びサインには、必要に応じて高齢者、障がい者等の利用が可能な施設を標示すること。</p> <p>(4) 必要に応じて案内板とあわせて触知図を設け、その前の床面には警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 案内板を設置する場合は、大きめの文字を用い、色の対比や明度差に配慮すること。</p> <p>(6) 車いす利用者にもわかりやすい位置に設けること。</p> <p>(7) 障がい者等が利用可能な施設には、国際シンボルマークを標示すること。</p>
キ 海 岸 公 園・河川 公園	(1) 海岸保全区域（海岸法第 3 条）及び河川区域（河川法第 6 条）内の都市公園は、本表の出入口、園路、階段、便所、水飲み場等、案内標示の項の技術的細目によること。ただし、海岸の防護・環境、河川の治水・管理・利水又は環境に著しい支障を及ぼすものを除く。
ク 海 岸 保 全 区 域 の 公 衆 利 用 施 設	(1) 海岸保全区域の公衆の利用を目的とした施設の階段、傾斜路については、本表の園路の項の技術的細目によること。ただし、海岸の防護・環境に著しい支障を及ぼすものを除く。

別表第6（駐車場）

旅客施設等整備基準	
特定施設	技術的細目
	<p>駐車場（機械式のものを除く。）にあっては、次のア及びイに定めるところによること。</p> <p>ア 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。</p> <p>イ アに規定する部分を避難階以外の階に設ける駐車場（施行規準で定めるものを除く。）にあっては、高齢者、障がい者等が利用することができるエレベーターを設けること。</p> <p>（1）自動車の駐車の用に供する部分（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。）を設ける場合は、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を次に掲げる場合の区分に応じて定めた数以上設けること。ただし、自動車の駐車の用に供する部分を20以上設ける場合には、1以上は車いす使用者が乗車する自動車のみを駐車する部分とすること。</p> <p>ア 自動車の駐車の用に供する部分が200以下の場合、自動車の駐車の用に供する部分の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 自動車の駐車の用に供する部分が200を超える場合、自動車の駐車の用に供する部分の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>（2）前号の車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 駐車場の歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>イ 駐車場の歩行者の出入口に通ずる障がい者等が通行することができる通路（車路を含む。）に面することとし、当該通路は、別表第2特定施設コ【敷地内の通路】第2号、第5号及び第6号に定める構造とすること。ただし、主たる出入口以外の出入口幅は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 幅を3.5メートル以上とすること。</p> <p>エ 床面又は地面は、水平とすること。</p> <p>オ 避難階以外の階に第1号に定める車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設ける場合は、別表第2特定施設オ【エレベーター】に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、傾斜路若しくは車いす使用者用昇降設備を設置することにより、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に避難階及びそれ以外の階に移動することができる駐車場、又は当該駐車場と一体的に利用される隣接した建築物のエレベーターを円滑に利用することができる場合は、この限りでない。</p> <p>カ 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨の標識（国際シンボルマーク）を床面及び立面に標示すること。</p> <p>キ 必要に応じ進入路から駐車スペースへの案内標識を設置すること。</p>